

## 茨城県県西生涯学習センター業務仕様書

### 1 主催事業の実施

指定管理者は、別紙1により、生涯学習の振興に関する各種事業を実施すること。

(当該事業については、県民大学講座受講料を除くほか、料金を徴収することができるのは、原材料等の実費相当額のみとする。)

その他、県西生涯学習センター(以下「センター」という。)の施設の効用を最大限に発揮するために必要な事業を実施すること。

なお、平成16年度に実施された以下の自主事業を参考とすること。

(平成16年度実施自主事業一覧)

事業名	主な内容	対象・参加者	期間・期日
まなびい県西	専門的な知識や技能を持ったボランティアが講師となり、講座を開設、15講座実施	県民延べ 2,589人	平成16年5月～ 平成17年2月
クリスマスコンサート	県西地域の音楽活動団体を支援するため、発表の機会を提供	県民257人	平成16年12月 18日
子どものための遊び塾	子どもの体験活動を支援するための講座を開設(講師は県民から募集、20講座実施)	小中学生等延べ 1,448人	平成16年7月～ 8月
県西生涯学習センター 児童生徒美術作品展	幼小中高校生の芸術活動を支援するための、作品発表の場を提供	県民1,804人	平成16年11月 ～12月

### 2 施設の利用に関する業務

各種講座室、多目的ホール等の施設や設備の使用に関する予約の受付、使用の承認、利用者との打合せ、施設等利用料金の收受等を行うこと。

#### (1) 施設等使用申請の受付、承認業務

施設等の予約及びキャンセルの受付等を行うこと。その際、下記の事項に留意すること。

「学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例」(以下「条例」という。)第7条のいずれかに該当するときは、利用者の利用を制限し、若しくは禁止し、又は教育機関からの退去を命ずることができる。

条例第8条第2項のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

「茨城県県西生涯学習センター管理規則」(以下「規則」という。)第3条に規定する利用者の遵守事項を利用者に遵守させること。

下記の施設利用を優先するよう、適宜調整を図ること。

#### (ア) 国及び県

- (イ) センターに事務局を置く団体及びその単位団体等
- (ウ) 県民を対象とした研修会，講演会等を開催する場合の市町村
- (I) 規則第 10 条に定める学習団体等

条例第 9 条のいずれかに該当する行為を行った場合，あるいは行うおそれがあると認められる場合，使用の承認の取り消しを行うこと。

(2) 利用料金

徴収に係る業務

条例の定める額の範囲内で教育委員会の承認を得た額を，利用料金として定めること。

なお，条例の定める利用料金の上限額は，条例別表第 4 を参照すること。

減免

規則第 11 条の規定及び募集要項 4 (3) に基づいて行うこと。

利用料金の返還

規則第 12 条の規定に基づき 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合は，その全部又は一部を返還すること。

(3) 食事提供業務

軽食・喫茶コーナーにおいて施設の利用者等に食事の提供を行うこと。

(参考) 年間提供食数

年度	めん類	ご飯類	飲物	計
H16	3,592	2,644	5,417	11,653
H15	4,048	3,285	6,742	14,075
H14	4,228	3,680	6,856	14,764

食堂業務を行うに当たっては，良質かつ低廉な食事を提供するものとし，センターが教育機関であることを認識し，その品位及び秩序の保持に努めること。

食事料金は，あらかじめ教育委員会へ届け出て承認を受けること。

(参考) 現在の食事料金

カレーライス(サラダ付) 410 円，ピラフ(スープ・サラダ付) 460 円，牛丼(みそ汁付) 460 円，てんぷらそば・うどん 460 円，山菜そば・うどん 360 円，きのこそば・うどん 360 円，きつねそば・うどん 360 円，ラーメン(醤油・みそ) 360 円，チャーシューメン(醤油・みそ) 510 円，ナポリタン 510 円，ライス 100 円，コーヒー 200 円，紅茶 200 円，ソフトドリンク類 200 円

調理業務を行うに当たり，食品衛生法その他の関係法規を遵守すること。

(4) 物販事業

指定管理者は，教育委員会による目的外使用許可により，自動販売機等を設置することができる。

### 3 施設設備の維持管理に関する業務

指定管理者は、施設の設備の機能を維持するとともに、施設利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供するため、下記の業務を行うこと。

なお、詳細は別紙 2 によるものとする。

#### (1) 建築物保守管理業務

修繕・改築の実施及び経費負担については、1 件当たり見積額 100 万円未満の小規模な修繕・改築を指定管理者が行うものとし、原則として年間修繕費の額の範囲内で負担するものとする。また、100 万円以上の大規模な修繕・改築については、教育委員会と協議の上決定するものとする。

#### (2) 設備機器管理業務

各設備に対して法定点検及び初期性能・機能維持のため、外観点検、機能点検、整備業務を行うこと。

その際に、必要な設備の修繕の実施及び経費負担については、1 件当たり見積額 10 万円未満の修繕を指定管理者が行うものとし、原則として年間修繕費の額の範囲内で負担するものとする。また、10 万円以上の修繕については、教育委員会と協議の上決定するものとする。

#### (3) 清掃業務

本施設及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常及び定期的な清掃を実施すること。

#### (4) 備品管理業務

備え付けの備品については、別添の「備品一覧表」を参照すること。

備品の修繕・更新の実施及び経費負担については、1 件当たり見積額 10 万円未満の修繕・更新を指定管理者が行うものとし、原則として年間修繕費の額の範囲内で負担するものとする。また、10 万円以上の修繕・更新については、教育委員会と協議の上決定するものとする。

指定管理者が更新し、又は教育委員会と協議の上購入した備品は、教育委員会の所有に属するものとする。

茨城県財務規則その他の規則に基づいて管理すること。

備品等は整理し、購入廃棄等の異動については、定期的に教育委員会に報告すること。

貸与する車両に係る自動車保険については、対人・対物・搭乗者を対象として加入すること。

#### (5) 保安警備業務

施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境の確保を行うこと。

#### (6) 廃棄物処理業務

定められた廃棄物の処理方法により、適正に処理を行うこと。

(7) 樹木管理業務

敷地内の植栽の管理を行うこと。その際には、施肥、害虫駆除、剪定、除草等を計画的に行い、良好な緑樹の状態を維持すること。

4 県への協力及び関係機関との連携に関する業務

(1) 県への協力

指定管理者は、県が実施する事業に積極的に協力すること。

また、県が出席を要請した会議等には、必ず出席すること。

なお、平成16年度に協力を要請した事業については以下のとおりである。

おって、その他の事業等についても、随時協力すること。

(平成16年度協力要請事業一覧)

事業名	内容	詳細
茨城県弘道館アカデミー推進事業	茨城県弘道館アカデミー賞の申請に係る事務	申請書の内容確認、申請者一覧表作成等
	茨城県弘道館アカデミーへの事業登録	講座、研修会、講演会、シンポジウム等の登録票の作成等
社会教育基礎講習	現地講習の実施	・会場の提供 ・職員が講義「社会教育施設と地域の学習資源」、「学社連携学習活動『学習プログラムの立案』」を実施
全国生涯学習フェスティバル開催準備事業	第16回全国フェスティバル(愛媛県)への生涯学習見本市出展協力	・生涯学習見本市出展ブースの管理、茨城の生涯学習の取組紹介等
	平成18年10月5日～9日に本県において全国生涯学習フェスティバルを開催する予定です。	
生涯学習センター連絡会	生涯学習センター連絡会の開催、出席	・年6回の連絡会への出席 ・上記のうち、年1回、連絡会の運営を実施

(その他)

現在、県不妊専門相談センターの開設場所として、「ミーティング室」を提供している。

なお、開設曜日及び時間は、第1から第4木曜日の午後5時から午後8時までである。

(2) 関係機関との連携

指定管理者は、他の県生涯学習センターや関係機関等から、協力を要請された業務については積極的に取り組み、会議等についても出席し、密接な連携を図ること。

## 5 その他施設の管理に必要と認められる業務

### (1) 運営協議会の開催

県西生涯学習センターの運営の充実に資するため 学識経験者等で構成する運営協議会を設置し、センターで実施する各種の事業等に関する提言を得ること（委員 15 名、年 2 回以上開催）

### (2) 施設事業に係る広報・P R

指定管理者は、施設事業の P R や情報提供のために、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。また、各種情報の収集や提供を県と連携して実施すること。

インターネットのホームページの更新は随時行い、県のホームページとの連携を図ること。

施設案内パンフレット等の作成・配布を行うこと。

各事業のチラシ等の作成・配布を行うこと。

事業報告書又は事業概要等センターの業務等を紹介する資料の作成・配布を行うこと。

### (3) 利用統計の作成

施設利用者等の集計・分析を行い、教育委員会に報告し、業務改善に反映させること。

### (4) 利用者アンケートの実施

利用者へのアンケート調査を実施し、その結果及び業務改善への反映状況について教育委員会に報告すること。

### (5) 指定管理者名の表示

指定管理者が管理運営している教育委員会の施設である旨を明確にするため 指定管理者名を施設内に表示し、または案内パンフレット等に明記するなど、利用者にわかりやすい形で周知すること。

### (6) 職員研修の実施

県民の多様化、高度化する学習ニーズに適切に対応し、効果的に学習活動を支援できるよう職員の資質向上を常に心がけ、定期的に職員研修を実施すること。

### (7) 引継ぎ

指定管理期間終了時に引継書を作成し、次期指定管理者等が業務を円滑かつ支障なく遂行できるように引継を行うこと。

### (8) 業務全般を遂行する上での心構え

来所者等の応接・案内、障害者や高齢者等の来所者の補助及び案内など、利用者本位のサービス提供に配慮して業務に当たること。

## 生涯学習の振興に関する各種事業

業務	項目	業務内容	仕様・条件等	その他留意事項
生涯学習情報提供及び学習相談事業	生涯学習に関する情報、資料の収集・提供	生涯学習関連施設、指導者、学習団体及び生涯学習関係事業等の学習情報に関する資料の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習情報提供システムへの学習情報の随時更新、入力</li> <li>・学習団体・グループ等の申請を受け、生涯学習情報提供システムに学習団体等として登録（所定の調査票等の提出を求め、審査表に基づき承認、登録）</li> <li>・ホームページのコンテンツの充実</li> <li>・メールマガジンの発信</li> <li>・図書資料等（図書、逐次刊行物、新聞、行政資料等）の収集・収録を行い、情報図書コーナーの充実を図ること。</li> </ul>	<p>県民が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学習を進めることができるよう、学習情報をよりの確に、より速やかに学習者に提供するとともに、疑問や不安等に気軽に適切なアドバイスができる学習相談体制を整備すること。</p>
	生涯学習に関する相談の実施	来所、電話、FAX、Email等により、生涯学習に関する相談に応じる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時間 9:00～21:00</li> <li>・相談日 火曜日～日曜日</li> <li>・月別の相談件数の記録を作成し、教育委員会に報告すること</li> </ul>	
学習機会提供事業	県民大学講座の開設	多様化、高度化する県民の学習ニーズに対応した、様々なテーマの学習機会を提供するため、大学等の研究者や高度な知識、技術を持つ専門家等を講師として招き、総合的・体系的な講座を開設する。	<p>講座の時間数は10時間と20時間とし、10時間講座は3,000円、20時間講座は5,000円の受講料とすること。</p> <p>（参考）受講料収入実績額  H14：4,605千円、H15：4,244千円  H16：3,662千円</p> <p>「社会・教育・福祉」、「環境・健康」、「芸術・文化・歴史」、「産業・技術・科学」、「国際関係学」、「ステップアップ」の計6コースで講座を開設</p> <p>講座時間数は400時間を標準とし、1講座定員を44名程度とすること。</p> <p>市町村教育委員会等と連携し、移動講座を実施するよう努めること。</p> <p>県民大学運営委員会、県民大学連絡会等に出席、協力し、受講者数、修了率等の統計を作成すること。</p> <p>受講者には受講手帳を交付し、修</p>	<p>県民の多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、市町村で実施が困難な学習機会や、市町村のモデルとなる事業等を市町村等関係機関と連携しながら実施するとともに、職業能力の向上や家庭教育への支援等現代的課題に対応した講座の開設、講演会の開催等を行うこと。</p> <p>また、子どもた</p>

		了者には修了証書を授与すること。 また、所定の単位の修得者に奨励賞を授与すること。	ちの「生きる力」を育むため、子どもたちの生活体験、自然体験等様々な体験活動の場や機会を提供すること。さらに、各種講座等の受講者が自主的に学習を進められるよう、学習団体の育成等の支援を行うとともに、学習した成果を社会参加活動に生かせるよう、ボランティア活動等の場の提供に努め、その取組を支援すること。
生涯学習講演会の開催	全国的に活躍する著名な講師を迎え、生涯学習に関する講演会を実施する。	・年1回以上実施	
茨城ゆうゆうカレッジ県西地区学園の開催	高齢者の多様化、高度化する学習ニーズに応える継続的な学習機会を提供し、高齢者の学習活動を通して、社会参加活動を推進する。	・修業年限は2カ年とし、1年次に受講者を募集し、開講式を実施する。 ・講座修了者が地域の指導者として活動するよう支援すること。	
	基礎課程の講座開設 地域の指導者として必要な基礎的素養を養うための講座を開設する。	・受講対象者：意欲のある概ね60歳以上 ・必修科目の「生活」、「健康」に関する科目を、計30時間を標準として開設 ・「文学」、「歴史文化」、「芸術」、「スポーツレクリエーション」、「社会」、「教育」に関する科目から4以上の科目を計80時間を標準として開設 ・授業時間数は1科目10時間を標準とする。 ・聴講生としての受講を認めること。	
	開設施設運営委員会の設置 講座の開設等について協議するための委員会を設置する。	・受講希望者のとりまとめ、受講者の決定等を行う。 ・講師の依頼等を行う。	
県西生涯学習センターフェスティバル	県民の生涯学習に対する理解を深め、意識の啓発を図るとともに、各種の生涯学習活動の成果を紹介するイベントを開催する。	・期日：平成18年度は10月5日(木)～9日(月) ・生涯学習団体発表、生涯学習体験コーナー、講演会等を実施	
元気いばらきっ子「エンジョイ・サタデー」の実施	土曜日における子どもたちの学校外活動の充実に資するため、子どもたちが自らの興味・関心に応じて選択し参加できる、自発的・体験的な活動の場と機会を、年間を通じて提供する。	・長期休業期間中を除く土曜日に年20回以上実施 ・親子映画会、各種コンサート、親子パソコン、手話、英会話、科学等の各種教室、陶芸、折り紙、ビーズ、ガラス細工等の創作活動、スポーツチャンバラ、卓球、親子軽スポーツ等を実施する。	

「高校生」 フォーラムの開催	高校生世代に地域活動への理解と参加を促進し，高校生会の活動の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回開催</li> <li>・対象：高校生会，「ヤングボランティアセミナー」修了者，市町村関係職員等</li> <li>・内容：高校生たちの企画による講演，事例発表，情報交換等</li> </ul>
おもしろ理科先生派遣事業	<p>専門的な知識を持った大学や研究所のOBなどを学校，子ども会等に派遣し，子どもたちが理科に関するユニークな実験・観察や自然に親しむことなどの直接体験を通して，理科への興味・関心を高めるとともに，指導者の生き甲斐づくりを支援する。</p> <p>「おもしろ理科先生派遣隊」の設置（人材バンク） 講座の内容や準備品，実施可能曜日などを記載したプログラムとともに，登録を受け付ける。</p> <p>「おもしろ理科先生」の派遣 講師派遣の要請に応じ，講師のコーディネートを行い，派遣する。</p> <p>広報・啓発活動 講師登録の周知及び事業の周知を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会への出席（年3回） 事業全体の円滑な推進を図るため必要な事項について協議する。また，必要な資料を作成する。</li> <li>・対象：大学・高校等の教員OB，研究員OB，民間企業のOB等（現役を含む）</li> <li>・対象：学校（幼稚園，小・中学校），子ども会等</li> <li>・デモンストレーションを実施する（年1回以上）</li> </ul>
その他の事業 体験活動 ボランティア活動 支援センター（ふれあいサポートセンター）の運営	ボランティアコーディネーターを配置し，県西地区の県民を対象にボランティア活動に関する情報の提供・相談及びボランティア活動の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集 地域の施設や民間事業所等と連携し，体験活動・ボランティア活動に関する情報を収集する。</li> <li>・相談業務 電話，FAX又は面接等により実施</li> <li>・情報の提供 学校等に体験活動の場の情報をチラシ・電話・FAX等で提供する。</li> </ul>
県西生涯学習セン	県民参加型の施設運営を行い，自己実現及び社会参加を目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加資格16歳以上</li> <li>・活動内容：事業協力，視聴覚機器</li> </ul>

<p>ター施設 ボランテ ィアの受 け入れ</p>	<p>とする活動として、あるいは 学習の成果を生かす活動機会 の提供として、センターの運 営を支えて頂くボランティア を受け入れ、その活動を支援 する。</p> <hr/> <p>ボランティア研修会の開催 先進的に優れた活動を展開 しているボランティアや実践 的な研究者を講師として招き、 ボランティアの資質の向上を 図るための研修会を開催する。</p> <hr/> <p>ボランティア体験発表会の 開催 ボランティア同士の交流を 行い、新たな活動の開発と意 欲の向上を図るための発表会 を開催する。</p>	<p>操作、記録写真、技術協力、託児、 環境美化、情報資料及び図書の整理、 ホームページ作成協力等</p> <hr/> <p>・年2回以上開催</p> <hr/> <p>・年1回以上開催</p>
---------------------------------------	--	---

業務	項目	業務内容,仕様 条件等	備考
設備維持 管理業務	日常運転	電気設備,空調 換気設備,給排水設備,防災設備,昇降機設備,多目的ホールの音響・照明 映像装置,舞台装置等の運転監視,日常巡視,軽微な修理等(休所日を除く毎日)	
	自家用電気工作物点検	自家用電気工作物の保安点検(月次点検及び年次点検)	受電設備容量450KVA 6,600V 非常用予備発電装置85KVA 200V
	消防設備保守点検	外觀機能点検 2回 / 年以上 総合点検 1回 / 年以上	自動火災報知設備,防排煙設備,非常放送設備,誘導灯設備,屋内消火栓設備
	防火対象物点検	法定点検(1回 / 年以上)	
	浄化槽管理業務	2回 / 月以上,精密水質検査 2回 / 年以上	接触曝気方式,対象人数340人,計画汚水量30.6? / 日
	自動ドア保守点検	4回 / 年以上	4基
	エレベータ保守点検	1回 / 月以上	油圧式乗用 1基
	空調機器設備保守点検	ヒートポンプエアコン,冷却塔,エアハンドリングユニット,多翼送風機,ファンコイルユニット,ポンプ類(2回 / 年以上)	
		エアハンドリングユニット,ファンコイルユニットのフィルター清掃(4回 / 年以上)	
		冷温水発生機,膨張水槽(1回 / 年以上)	
	空調自動制御装置及び中央監視装置保守点検	総合点検 1回 / 年以上 冷暖切替点検 2回 / 年以上	
	空気環境測定業務	館内 9カ所測定,6回 / 年以上	
	害虫駆除	ねずみ,ゴキブリ等の防除(2回 / 年以上)	事務室,会議室,更衣室,休憩室,食堂厨房,倉庫,便所,機械室
	飲料水貯水槽清掃	1回 / 年以上(点検 補修等を含む。)	貯水槽16t 1基
	飲料水水質検査	10項目 2回 / 年以上 16項目 1回 / 年以上	
	音響 映像設備保守点検	多目的ホール,中講座室,会議室,レッスン室の音響設備の保守点検及び故障修理(2回 / 年以上)	
	舞台照明機器保守点検	照明機具保守点検 2回 / 年以上,調光装置保守点検 2回 / 年以上	ステージ照明,調光装置等
	舞台昇降装置保守点検	電動式収納ステージ保守点検 1回 / 年以上,連結椅子保守点検 1回 / 年以上	昇降ステージ4基,連結椅子198台
	舞台吊物装置保守点検	2回 / 年以上 操作制御部の配線状態の点検等については 1回 / 年以上	照明器具及び吊物パト昇降装置 7基,スクリーン巻取装置 1基,反射板旋回装置 4基,操作制御盤 1面
	ピアノ保守点検	保守点検 1回 / 年以上,調律 2回 / 年以上	グランドピアノ2台

業務	項目	業務内容,仕様,条件等	備考
清掃業務	日常清掃	清掃範囲:建物,建物外周,駐車場 休所日を除く毎日	館内延床面積4,039.981㎡ 屋外便所33.99㎡
	定期清掃	床清掃 ビニールシート,フローリング,石・タイル 6回/年以上 タイルカーペット3回/年以上	対象面積3,513㎡
		窓ガラス清掃 2回/年以上	窓面積651㎡
		照明器具清掃 1回/年以上	1,270基
		雨水ルーフトレイン清掃 2回/年以上	57箇所
		雨水側溝及び桝清掃 1回/年以上	連通管450m,桝3個
	一般廃棄物処分	不燃物等搬出処理 3回/週以上	
保安警備業務	機械・巡回警備	機械警備 建物外周及び館内各室	盗難防止,火災警報監視・通報等
		巡回警備 毎夜間外周 1回以上巡回	不法侵入者排除,火災発見・初期消火等
外構・植栽 管理業務	敷地内植栽管理	芝生管理 芝刈り5回/年以上 除草剤散布 4回/年以上 手抜き取り除草 4回/年以上 殺菌・殺虫剤散布 2回/年以上 施肥 1回/年以上 エアレーション 1回/年以上	8,420㎡
		園路管理 除草剤散布 4回/年以上	1,640㎡
		寄植低木管理 剪定 2回/年以上 植樹帯手抜き取り除草 4回/年以上 害虫駆除剤散布 3回/年以上 施肥 1回/年以上	720㎡
		高木管理 剪定 1回/年以上 害虫駆除剤散布 3回/年以上 施肥 1回/以上	60本
		自然林管理 下草刈り3回/年以上 下枝落とし・枝すかし1回/年以上 落葉処理 1回/年以上	1,200㎡
		玄関前ロータリー管理 剪定 2回/年以上 手抜き取り除草 4回/年以上	78.5㎡
		観葉植物設置 プランター樹高150cm以上,館内16 か所,1ヶ月ごとに交換	
		その他	受付案内